

新城市小規模契約希望者登録申請要領

(目的)

第1条 新城市の入札参加資格審査を受けていない市内事業者(法人・個人)で、「少額で内容が軽易な契約」(以下「小規模契約」という。)の受注を希望する事業者を登録し、これにより市内事業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化、市内事業者の育成に寄与することを目的とする。

(小規模契約の定義)

第2条 この要領において小規模契約とは、1つの案件が50万円未満(税込)の工事・コンサル・委託業務及び、10万円以下(税込)の物品購入・印刷製本業務のものをいう。

(登録の要件)

第3条 登録をすることができる小規模事業者は、次の各号全てに該当する者とする。ただし、精神の機能の障害により小規模契約を適正かつ確実に実施するために必要な認知及び判断、意思疎通が適切に行えない者並びに破産手続開始を受けて復権を得ない者は登録をすることができない。

- (1)主たる事業所の所在地(本社・本店)が新城市内にある者
- (2)新城市競争入札参加資格者登録名簿に登載されていない者
- (3)希望業種を履行する際に資格又は許可等を必要とする場合は、その資格又は免許等を有する者
- (4)国税及び愛知県税、新城市税を滞納していない者
- (5)「新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年3月31日付け新城市長・愛知県新城警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者
- (6)新城市が申請事業者の市税納税状況を確認することに同意する者**

(登録の申請)

第4条 登録を希望する小規模事業者は、新城市小規模契約希望者登録申請書(様式第1号)に、法人にあたっては第1号及び第3号に掲げる書類を、個人にあつては第2号及び第3号までに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、資格を要する小規模修繕等を希望する場合にあつては、その資格を証する免許証等の写しを添えなければならない。

- (1)登記簿事項証明書(法人のみ)
 - (2)身分(身元)証明書(個人のみ)
 - (3)国税、県税について未納がないことが確認できる証明書**
 - (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定に基づき、その内容を審査し、登録資格があると認める者について、定期的に小規模契約希望者登録名簿(以下「名簿」という。)に搭載する者とする。

(有効期間)

第5条 登録の有効期間は、新城市競争入札参加資格審査申請要領に定める入札参加資格の有効期間と同じとし、登録の有効期間の途中で登録された者については、登録日から登録の有効期間の満了日までとする。

- 2 有効期間の満了後、引続き登録を受けようとする者は、登録の更新をしなければならない。この場合においては、前条の規定を準用するものとする。

(登録の変更)

第6条 第4条の規定により名簿に登録された者(以下「登録者」という。)は、登録を受けた事項に変更が生じた場合は、小規模契約希望者登録変更届(様式第2号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、名簿から抹消するものとする。

- (1)第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2)廃業し、若しくは倒産し、又は破産した旨の届出(様式第3号)を提出したとき。
- (3)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45条)その他の法律に違反して、契約に関し談合を行う等不正又は不誠実な行為があったとき。

(登録者の取扱い)

第8条 市は、登録者を名簿に登載し庁内に公表するものとする。

- 2 市は、小規模契約に係る業者選定に際しては、登録者に対し積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。ただし、小規模契約の選定にあたり新城市競争入札参加資格審査申請による資格業者の選定を否定するものではない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年1月6日から施行する。
- 2 平成24・25年度用登録申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 平成26・27年度用登録申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年1月4日から施行する。
- 2 平成28・29年度用登録申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年1月6日から施行する。
- 2 平成30・31(令和元)年度用登録申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 令和2・3年度用登録申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年1月4日から施行する。
- 2 令和4・5年度用登録申請については、なお従前の例による。